

## 特別会計

特定の事業について設けられた会計で、事業ごとの予算になっています。

【単位：万円】

会計名	予算額	収入済額	支出済額
港湾施設事業	2,256	2,460	2,132
都市計画土地地区画 整理事業	3億 541	6,873	1億9,576
簡易水道	2億5,640	8,188	1億1,232
国民健康保険事業	71億8,275	59億9,514	66億4,546
下水道事業	27億6,937	11億2,512	24億3,066
漁業集落環境 整備事業	3,461	692	3,088
農業集落排水事業	1億4,848	3,406	1億4,183
介護保険	52億6,733	43億1,384	48億3,528
産業団地整備事業	3,080	110	2,886
後期高齢者医療	7億 457	6億7,729	6億6,442

## 企業会計

会社の形で運営されており、病院や上水道があります。

＜病院＞ 敦賀病院事業会計 【単位：万円】

項目	収益的収支		資本的収支	
	予算額	収入済額	予算額	収入済額
収入	73億9,782	73億8,404	3億4,528	3億4,262
支出	73億9,782	72億9,757	7億4,347	7億 598

敦賀病院の利用状況（ ）は前年度の数値

年間入院患者数	99,380人 (103,962人)
年間外来患者数	177,235人 (179,292人)
1日平均外来患者数	726.4人 (731.8人)

＜上水道＞ 水道事業会計 【単位：万円】

項目	収益的収支		資本的収支	
	予算額	収入済額	予算額	収入済額
収入	8億6,489	10億 609	2億8,372	2億8,372
支出	8億6,489	8億4,722	6億7,681	6億7,211

水道の利用状況（ ）は前年度の数値

給水人口	65,845人 (66,192人)
年間給水量	9,980,606m <sup>3</sup> (10,126,367m <sup>3</sup> )
1日1人当たり平均使用量	415ℓ (419ℓ)

平成 25 年度 財政事情の公表 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

# 予算の執行状況

市の財政は、市民の皆さんに納めていただいている税金や国からの補助金などの収入で成り立ち、よりよい市民生活のために使われています。

今回は、平成 25 年度の歳入（収入）と歳出（支出）などの状況をお知らせします。平成 25 年度の歳入と歳出は 5 月 31 日で締め切られますので、各会計とも未収、未払いを残しています。なお、最終的な決算の内容は広報つるが 1 月号に掲載する予定です。

## 一般会計

市の中心となる会計で、その歳入や歳出もさまざまな分野にわたっています。

### 歳入

歳入の 44% は市税で支えられています。続いて国庫支出金、県支出金となっています。

### 歳出

民生費が最も多く、続いて土木費、教育費、総務費の順になっています。



■合計 収入済額 256億9,613万円 / 予算額 300億9,197万円 = 収入率 85.4%

■合計 支出済額 230億4,187万円 / 予算額 300億9,197万円 = 執行率 76.6%

市民1人当たりの  
市税負担額  
90,969円

内訳  
市民税 47,573円 固定資産税 27,399円  
たばこ税 8,991円 都市計画税 4,679円  
その他 2,327円

## 平成 25 年度中に実施した主な事業

### 敦賀駅交流施設が完成



【一般会計】  
駅舎等改築事業費  
〈土木費〉

敦賀市の新たな玄関口として、敦賀駅に隣接した交流施設オルパークが完成しました。

### 敦賀市立看護大学の設置



【一般会計】  
市立看護大学（仮称）  
改修事業費等〈教育費〉

敦賀市立看護大学の開校に向け、敦賀短期大学校舎の改修や備品整備等を行いました。

### 町家テナントミックスの開業



【一般会計】  
博物館通り町家再生  
事業費〈商工費〉

博物館通りの商業の再生と賑わいの創出を図るため、港都つるがが街が行う町家の改修に補助を行いました。

### 子ども発達支援センター運営開始



【一般会計】  
子ども発達支援セン  
ター運営事業費  
〈民生費〉

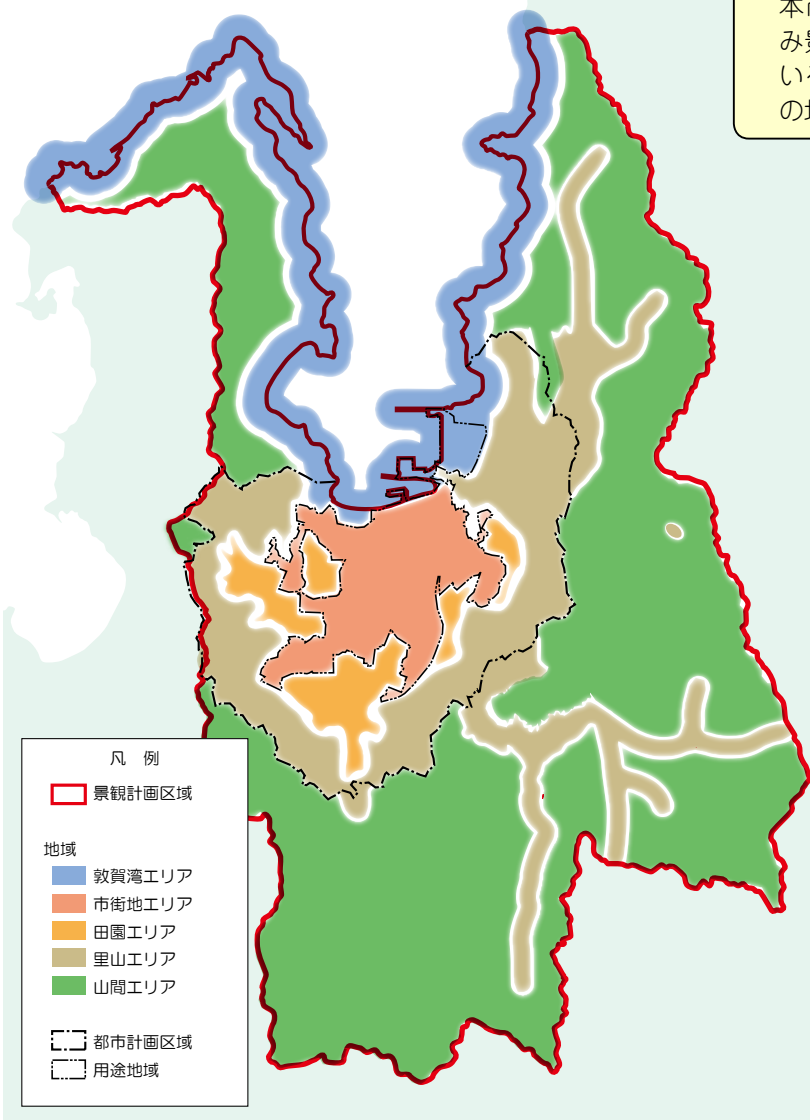
太陽の家を改修して整備した、敦賀市立子ども発達支援センター「パラレル」の運営を開始しました。

問合せ先 財政課 ☎ 22 - 8104





## 景観計画区域



### エリア別の基本方針

本市は、海岸・半島景観、都市景観、田園景観、山並み景観など、地域に応じて変化に富んだ景観を有していることから、市全域を5エリアに区分し、それぞれの地域の特性を生かした景観形成を推進していきます。

#### 敦賀湾エリア

敦賀港を含む海岸沿線であり、気比の松原、倉庫群など敦賀湾沿線の自然や歴史、文化景観資源をネットワークするとともに、点在する集落景観を保全する必要がある地域

#### 市街地エリア

用途地域が指定された敦賀市の中心部であり、住宅地、商業地、工業地などの土地利用に応じた都市景観を形成するとともに、良好な景観を阻害する建築物等を規制する必要がある地域

#### 田園エリア

市街地周辺に広がる優良農地を維持し、良好な田園景観を保全する必要がある地域

#### 里山エリア

都市的空間と自然環境との間に位置し、里山の自然景観、里山に抱かれた良好な集落景観を保全する必要がある地域

#### 山間エリア

緑豊かな山並みが連なり、山林の保全、眺望の確保を図るとともに、点在する集落景観を保全する必要がある地域

# 敦賀市景観計画を策定

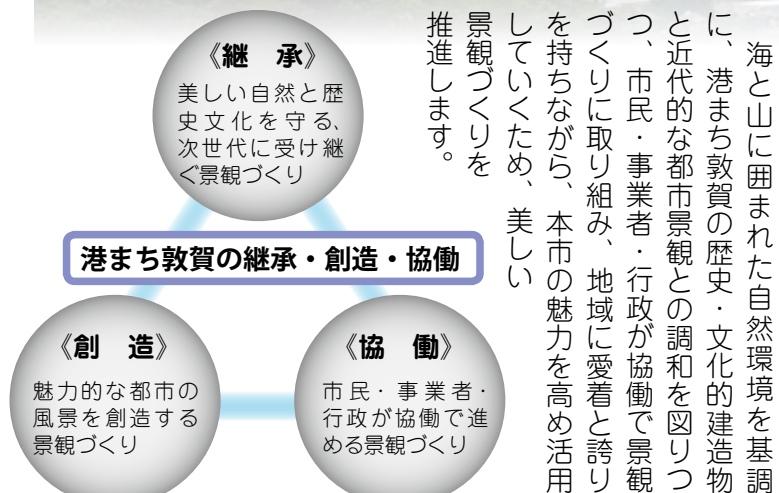
敦賀市は、歴史ある港まちの風情を醸し出す敦賀港周辺をはじめ、優れた景観を数多く有しています。この多彩な景観を今後も大切に守り育て、次世代に継承していくため、景観法に基づき、市内全域を対象とした景観計画を策定しました。

### 景観計画とは

景観行政団体が策定する良好な景観の形成に関する計画です。敦賀市では、景観形成の基本方針や基本理念に基づいて、市内全域を5つのエリアに分けてそれぞれの地域の特徴を生かした景観形成を推進していきます。

### 景観形成の基本理念

〜港まちの風情漂う  
自然と調和した魅力的で  
美しい景観づくり〜



## 計画実現に向けたそれぞれの役割

■ 敦賀市の魅力ある景観づくりに協力して取り組んでいきましょう！

主体	市民	事業者	専門家	行政
役割	景観づくりの主演として景観に対する関心を高め、積極的に良好な景観づくりに向けた活動に参加・協力する。	事業活動が地域の景観に果たす役割が大きいことを認識し、地域の景観づくりに向けた活動に参加・協力する。	各分野・立場から良好な景観づくりに向けた提案を行い、地域の景観づくりに向けた活動に参加・協力する。	本市の特性を踏まえ、景観づくりの施策を進めるとともに、良好な景観づくりに取り組む市民等を支援する。

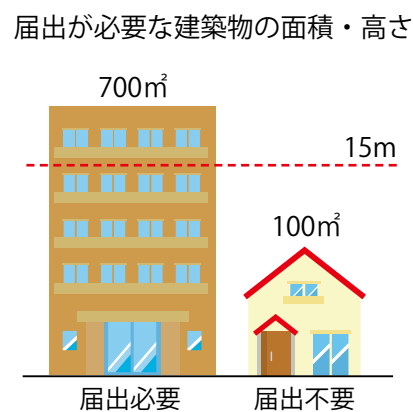
▶ 本計画を運用するため「敦賀市景観条例」が改正され10月1日から施行されます。

### 何が変わるの？

10月1日から景観計画区域(市内全域)において、景観に大きな影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の行為(建築物や工作物の新築や増築等)に対して**届出が必要**となります。

届出が必要となる規模の基準等、詳しくは、お問い合わせください。

### 届出が必要となる建築物や工作物の基準の一例



■ 建築物(新築、増築、改築、移転) 延べ面積が500㎡を超える、または、高さ15mを超えるもの

■ 工作物(新設、増築、改築、移転) 煙突、柱類等(電柱を除く)で高さ15mを超えるもの

※土石の採取や木竹の伐採などにおいても届出が必要となります。